

三重県議会会議規則及び三重県議会委員会条例の 一部改正案について

第1 規則改正の内容

本会議の審議及び委員会の審査の充実のため、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加に関する規定を整備するものである。

第2 施行期日

公布の日から施行する。

議提議案第二号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案

右提出する。

令和四年九月八日

提出者 議会運営委員長 村 林 聡

三重県議会会議規則の一部を改正する規則

三重県議会会議規則（昭和三十二年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(参考人)</p> <p>第七十九条 議会は、会議において、審議又は調査のため必要があると認めるときは、法第百十五条の二第二項に規定する参考人の出頭のほか、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>2 会議において参考人の出頭又は前項に規定する方法による参加を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所（同項に規定する方法による参加を求める場合を除く。）、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 前三条の規定は、参考人について準用する。この場合において、これらの規定中「公述人」とあるのは「参考人」と、第七十六条第四項中「退席させる」とあるのは「退席させ、若しくは通話を中止する」と読み替えるものとする。</p>	<p>(参考人)</p> <p>第七十九条</p> <p>会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 前三条の規定は、参考人について準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

本会議の審議の充実のため、参考人制度の円滑かつ積極的な活用が図られるよう、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第三号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和四年九月八日

提出者 議会運営委員長 村 林 聡

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十二年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(参考人)	(参考人)
第二十六条の二 委員会において、 <u>審査又は調査のため必要があると認めるときは、地方自治法第九十九条第五項において準用する同法第一百五十二条第二項に規定する参考人の出頭のほか、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法による参加を求め、その意見を聴くことができる。</u>	第二十六条の二
2 委員会が、参考人の出頭又は前項に規定する方法による参加を求めるには、議長を経なければならぬ。	委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。
3 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所（第一項に規定する方法による参加を求める場合を除く。）意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。	2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
4 前三条の規定は、参考人について準用する。 この場合において、これらの規定中「公述人」とあるのは「参考人」と、第二十四条第四項中「退席させる」とあるのは「退席させ、若しくは通話を中止する」と読み替えるものとする。	3 前三条の規定は、参考人について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

委員会の審査の充実のため、参考人制度の円滑かつ積極的な活用が図られるよう、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法による参加に関する規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部改正案について

第 1 条例改正の内容

三重県議会会議規則及び三重県議会委員会条例の一部改正により、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加が可能となったことに伴い、その費用弁償に関する関係規定の整理を行うものである。

第 2 施行期日

公布の日から施行する。

議提議案第四号

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和四年九月八日

提出者 津村 衛
石田 成生
小林 正人
長田 隆尚
舟橋 裕幸
三谷 哲央
中森 博文

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例（昭和二十四年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第百十五条の二第一項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者及び同法第百十五条の二第二項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、同法第</p> <p><u>二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人、三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）第七</u></p> <p><u>十九条第一項の規定により参加した参考人並びに三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）第二十六条の二第一</u></p> <p><u>項の規定により参加した参考人の要した費用の弁償は、次の例による。</u></p> <p>一・二 （略）</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第百十五条の二第一項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者及び同法第百十五条の二第二項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人並びに同</p> <p><u>法第二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人の要した費用の</u></p> <p><u>弁償は、次の例による。</u></p> <p>一・二 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

三重県議会会議規則及び三重県議会委員会条例の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

令和4年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その9)

区 分	件 名	概 要																
◎予算 総務部 (1件)	【議案第 105 号】令和4年度三重県一般会計補正予算(第3号)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="6" style="border: none; padding-left: 10px;">議案 9件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大に備えるため、感染防止対策をさらに推進するとともに、原油価格・物価高騰に伴う食材費や電気料金等の高騰の影響を受けている事業者等を支援するなど、必要な措置を講じるための補正予算。約133億円)</p>	予 算	1 件	議案 9件	条 例 案	3 件	その 他 議 案	5 件	認 定	5 件	報 告	5 件	提 出	1 件	計	20 件	
予 算	1 件	議案 9件																
条 例 案	3 件																	
その 他 議 案	5 件																	
認 定	5 件																	
報 告	5 件																	
提 出	1 件																	
計	20 件																	
◎条例案 総務部 (3件)	【議案第 106 号】 職員の育児休業等に関する 条例の一部を改正する条例 案	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に鑑み、育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間についての規定等を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(令和4年10月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法改正により、原則2回まですることのできる育児休業に加えて、さらに2回育児休業をすることのできる期間を、子の出生の日から57日間とする。 (2) 非常勤職員が子の出生の日から57日間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生の日から起算して57日間と6月を経過する日(現行：子が1歳6箇月又は2歳に達する日)までに任期が満了すること等が明らかでないこと等を要件とする。 (3) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が1歳6箇月及び2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得等がある場合に柔軟に育児休業をすることができるようにする。 (4) その他規定を整備する。 																

区 分	件 名	概 要
総務部	【議案第 107 号】 三重県県税条例の一部を改正する条例案	法人の県民税等の徴収金の賦課徴収に関する事務を三重県四日市県税事務所長及び三重県津総合県税事務所長に委任するため、知事の権限の委任の規定を整備するものである。 (令和5年4月1日から施行)
子ども・福祉部	【議案第 108 号】 三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例案	高齢者の増加等地域の実情に鑑み、民生委員の定数の改正を行うものである。 (令和4年12月1日から施行) (改正内容) ・ 民生委員の定数を改正する。 現行 改正後 増減 4,236人 4,252人 16人
◎その他議案 (5件) 警察本部	【議案第 109 号】 財産の取得について	WAN端末等の購入 ○ 契約金額 73,700,044円

区 分	件 名	概 要
戦略企画部	【議案第 110 号】 「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」の策定について	<p>長期的な視点からおおむね10年先を見据え、政策展開の方向性や県政運営の基本姿勢を示す、県の長期構想「強じんな美し国ビジョンみえ」を策定するとともに、ビジョンを着実に推進するための取組内容をまとめた中期の戦略計画として、「みえ元気プラン」を策定するものである。</p> <p>1 「強じんな美し国ビジョンみえ」 (計画の内容) 強じんな美し国ビジョンみえは次の4章で構成する。 第1章 おおむね10年先の展望 第2章 基本理念 第3章 政策展開の基本方向と政策 第4章 県政運営にあたっての基本姿勢</p> <p>(計画の期間) 令和4(2022)年度からおおむね10年とする。</p> <p>2 「みえ元気プラン」 (計画の内容) みえ元気プランは、みえ元気プランでめざす三重県、みえ元気プランで進める7つの挑戦、政策・施策について記載する。</p> <p>(計画の期間) 令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年とする。</p>
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>強じんな美し国ビジョンみえおよびみえ元気プランの策定については、三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例(平成13年三重県条例第47号)第3条の規定により議会の議決を要する。</p>		

区 分	件 名	概 要
企業庁	<p>【議案第 111 号】 令和3年度三重県水道事業 会計未処分利益剰余金の処 分について</p>	<p>地方公営企業法第32条第2項の規定に基づくもの。</p>
企業庁	<p>【議案第 112 号】 令和3年度三重県工業用水 道事業会計未処分利益剰余 金の処分について</p>	<p>地方公営企業法第32条第2項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【議案第 113 号】 令和3年度三重県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p>	<p>地方公営企業法第32条第2項の規定に基づくもの。</p>
<p>◎認定 企業庁 (5件)</p>	<p>【認定第 1 号】 令和3年度三重県水道事業会計決算</p>	<p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	【認定第 2 号】 令和3年度三重県工業用水 道事業会計決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。
企業庁	【認定第 3 号】 令和3年度三重県電気事業 会計決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
病院事業庁	【認定第 4 号】 令和3年度三重県病院事業 会計決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。
県土整備部	【認定第 5 号】 令和3年度三重県流域下水道事業会計決算	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。

区分	件名	概要
◎報告 (5件) 農林水産部	【報告第 16 号】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	<p>令和4年4月4日三重郡菟野町大強原地内の駐車場において発生した四日市農林事務所(四日市鈴鹿地域農業改良普及センター)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 103,878円</p> <p>令和4年4月14日伊勢市久世戸町地内の県道鳥羽松阪線において発生した伊勢農林水産事務所(伊勢志摩地域農業改良普及センター)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 266,975円</p> <p>令和3年7月12日伊勢市岡本地内において発生した伊勢建設事務所(用地調整室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 2,361,227円</p>
県土整備部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	<p>令和3年7月12日伊勢市岡本地内において発生した伊勢建設事務所(用地調整室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 2,361,227円</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和4年1月20日伊勢市岡本地内において発生した伊勢建設事務所(建築開発室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 154,200円
警察本部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和3年12月7日三重郡川越町地内の駐車場において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 17,226円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和4年4月21日津市大門地内の駐車場において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 222,400円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	<p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)</p> <p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)</p> <p>専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)</p>	<p>令和4年5月19日松阪市南町地内の駐車場において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 188,947円</p> <p>令和4年5月20日桑名市大字江場地内の駐車場において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 111,782円</p> <p>令和4年5月23日津市河芸町地内の国道23号において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 287,850円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和4年6月12日三重郡朝日町地内の町道において発生し た四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して 損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 42,900円
県土整備部	【報告第 17 号】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管 理瑕疵による損害賠償につ いて)	令和3年12月20日鈴鹿市算所町地内の県道鈴鹿環状線に おいて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠 償の額について和解した。 損害賠償額 114,141円
	専決処分の報告について (県管理道路における県の管 理瑕疵による損害賠償につ いて)	令和4年2月20日鈴鹿市東庄内町地内の一般国道306号に おいて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠 償の額について和解した。 損害賠償額 15,859円

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>専決処分の報告について (県管理道路における県の管理 瑕疵による損害賠償につ いて)</p>	<p>令和4年3月26日伊勢市楠部町地内の県道鳥羽松阪線にお いて、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償 の額について和解した。 損害賠償額 46,200円</p>
<p>企業庁</p>	<p>【報告第 18 号】 私債権の放棄について</p>	<p>三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第15条 の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】 交通管制センター上位装置賃貸借契約</p> <p>【履行場所】 三重県警察本部交通部交通規制課交通管制センター</p> <p>【契約金額】 188,179,200円</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中区錦二丁目2番2号 芙蓉総合リース株式会社名古屋支店 支店長 田路 幸治</p> <p>【契約締結の年月日】 令和4年8月26日</p> <p>【契約期間】 令和4年8月26日から 令和10年2月29日まで</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】 コンピュータネットワーク総合研修システムの賃貸借契約</p> <p>【履行場所】 三重県総合教育センターほか</p> <p>【契約金額】 163,434,744円</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目25番3号 FLCS株式会社中部支店 支店長 相良 長典</p> <p>【契約締結の年月日】 令和4年7月15日</p> <p>【契約期間】 令和4年7月15日から 令和10年10月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
県土整備部	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 宮川流域下水道(宮川処理区)明和幹線(第7工区)管渠工事</p> <p>【履行場所】 多気郡明和町大字上野～ 多気郡明和町大字齋宮 地内</p> <p>【契約金額】 変更前 997,623,000円 変更後 1,004,434,200円</p> <p>【契約方法】 随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 松阪市高町450番地1 丸亀・田村特定建設工事共同企業体 代表者 丸亀産業株式会社 代表取締役 竹上 景太</p> <p>【契約締結の年月日】 令和4年7月8日</p> <p>【契約期間】 令和4年3月30日から 令和6年5月2日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 内径1800耗制水弁取替工事(四期・西方)</p> <p>【履行場所】 桑名市大字西方地内</p> <p>【契約金額】 変更前 731,104,000円 変更後 739,057,000円</p> <p>【契約方法】 随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 四日市市大字塩浜4101番地の5 新陽工業株式会社 代表取締役 新井 政智</p> <p>【変更契約締結の年月日】 令和4年7月1日</p> <p>【契約期間】 令和3年7月30日から 令和5年2月8日まで</p>
企業庁 病院事業庁 県土整備部	【報告第 20 号】 令和3年度決算に係る資金不足比率(企業会計分)について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
◎提出 (1件)	県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書	地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の2の規定により、公益財団法人三重こどもわかもの育成財団、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターの経営状況を説明する書類を提出するものである。

令和4年 定例会日程(案)

月	日	曜	日	程	備考	
9月	8日	木	休	会		
	9日	金	休	会	議会運営委員会	
	10日	土				
	11日	日				
	12日	月	休	会		
	13日	火	休	会		
	14日	水	休	会		
9月	15日	木	本	本会議	議案上程(9月定例会月会議) 全員協議会(新型コロナウイルス感染症対策、県政レポート、ビジョン・プラン策定)	議案聴取会 議会運営委員会
	16日	金	休	会		
	17日	土				
	18日	日				
	19日	月			(敬老の日)	
	20日	火	休	会		
	21日	水	本	本会議	議案質疑 付託議案審査(総務地域連携デジタル社会推進常任委員会)	議会運営委員会
	22日	木	休	会		
	23日	金			(秋分の日)	
	24日	土				
	25日	日				
	26日	月	本	本会議	一般質問	議会運営委員会
	27日	火	休	会		
	28日	水	本	本会議	一般質問 採決	
	29日	木	休	会		
	30日	金	本	本会議	一般質問	
10月	1日	土				
	2日	日				
	3日	月	委	委員会	予算決算常任委員会(企業会計決算) (予算決算常任委員会総括質疑)	代表者会議
	4日	火	休	会	全員協議会(展開方針、予算調製方針)	
	5日	水	委	委員会	付託議案審査[戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、 教育警察の各常任委員会・分科会]	
	6日	木	委	委員会	付託議案審査[総務地域連携デジタル社会推進、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	7日	金	委	委員会	付託議案審査[戦略企画雇用経済、防災県土整備企業、 教育警察の各常任委員会・分科会]	
	8日	土				
	9日	日				
	10日	月			(スポーツの日)	
	11日	火	委	委員会	付託議案審査[総務地域連携デジタル社会推進、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会]	
	12日	水	休	会	(常任委員会予備日)	
	13日	木	休	会	(委員会等予備日)	
	14日	金	本	本会議	代表質問、予算決算常任委員会(採決)	
	15日	土				
	16日	日				
	17日	月	休	会		代表者会議 議会運営委員会
	18日	火	休	会		
	19日	水	本	本会議	採決 議案上程 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算)	
	20日	木	休	会		
	21日	金	休	会		
	22日	土				
	23日	日				
	24日	月	休	会		
	25日	火	休	会		
	26日	水	委	委員会	全員協議会(定期監査結果、内部統制評価審査結果) 予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	27日	木	委	委員会	予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	28日	金	休	会		
	29日	土				
	30日	日				
	31日	月	委	委員会	予算決算常任委員会(決算総括質疑)	

月	日	曜	日 程	備 考
11月	1日	火	委員会 予算決算常任委員会分科会〔戦略企画雇用経済、 防災県土整備企業、教育警察〕	
	2日	水	委員会 予算決算常任委員会分科会〔総務地域連携デジタル社会推進、 環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院〕	
	3日	木	(文化の日)	
	4日	金	休 会 (委員会等予備日)	
	5日	土		
	6日	日		
	7日	月	休 会	
	8日	火	休 会	代表者会議
	9日	水	休 会	
	10日	木	休 会	
	11日	金	休 会	
	12日	土		
	13日	日		
	14日	月	委員会 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算採決)	議会運営委員会
	15日	火	休 会	
	16日	水	休 会	
	17日	木	休 会	
	18日	金	休 会	
	19日	土		
	20日	日		
	21日	月	本会議 採決 議案上程(11月定例月会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	22日	火	休 会	
	23日	水	(勤労感謝の日)	
	24日	木	休 会	
	25日	金	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	26日	土		
	27日	日		
	28日	月	休 会	
	29日	火	本会議 一般質問	
	30日	水	休 会	
12月	1日	木	本会議 一般質問	
	2日	金	休 会	
	3日	土		
	4日	日		
	5日	月	本会議 一般質問	
	6日	火	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況)	
	7日	水	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況総括的質疑) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	8日	木	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	9日	金	委員会 付託議案審査〔総務地域連携デジタル社会推進、 防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	10日	土		
	11日	日		
	12日	月	委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	13日	火	委員会 付託議案審査〔総務地域連携デジタル社会推進、 防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕	
	14日	水	休 会 (常任委員会予備日)	
	15日	木	休 会 (委員会等予備日)	
	16日	金	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	17日	土		
	18日	日		
	19日	月	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	20日	火	本会議 閉会(採決)	

※ 請願陳情の受理

- ・9月15日(木) 午後5時
- ・11月21日(月) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

- ・7月1日(金)～9月14日(水)
- ・10月20日(木)～11月20日(日)

令和4年定例会 9月定例会議 議案聴取会日程(案)

- 1 開催年月日 令和4年9月15日(木)
 全員協議会終了後
- 2 場 所 全員協議会室
- 3 聴 取 順

所 管 名	議案	認定	報告	提出
総務部	○			○
戦略企画部	○			
警察本部	○		○	○
病院事業庁		○	○	
企業庁	○	○	○	
医療保健部	○			○
子ども・福祉部	○			○
環境生活部	○			○
地域連携部	○			○
農林水産部	○		○	○
雇用経済部	○			○
県土整備部	○	○	○	○
教育委員会	○		○	

質問者一覧表(案)

令和4年定例会(9月定例会)

月 日 (曜)	質問区分	順序・氏名 (党派)				
		1	2	3	4	5
9月26日(月)	一般質問	議員 (公明党又は 草の根運動いしが)	議員 (公明党又は 草の根運動いしが)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (草莽)
		1	2	3	4	5
9月28日(水)	一般質問	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (自由民主党)	議員 (草莽)	議員 (新政みえ)
		1	2	3	4	5
9月30日(金)	一般質問	議員 (自由民主党)	議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)
		1	2	3	4	5
10月14日(金)	代表質問	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (自由民主党)	議員 (草莽)	
		1	2	3	4	5

(参考)

- 代表質問時間 (答弁を含む。) は、一人70分程度
- 一般質問時間 (答弁を含む。) は、一人60分程度
- 関連質問
 - 新政みえ 7回 自由民主党 6回
 - 公明党 1回 日本共産党 1回
 - 草莽 草の根運動いしが 2回
 - 議員 (自由民主党) 1回

意見書・決議案の提出期限

委員会提出

委員会開催当日

議員発議

10月11日(火)午後5時まで

議員派遣一覧表

1 近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会

(1) 派遣目的

近畿自動車道紀勢線建設促進協議会は、地域開発ならびに住民福祉の増進の基盤となる近畿自動車道紀勢線の建設について、三重県、和歌山県及び関係市町村が綿密な連携を保ちつつ促進することを目的として、平成10年11月に設立された。

今回、近畿自動車道紀勢線の早期完成を図るために開催される、令和4年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会に参加するものである。

(2) 派遣場所 全国都市会館 大ホール
(東京都千代田区平河町2-4-2)

(3) 派遣期間 令和4年10月7日 1日間

(4) 派遣議員 石垣 智矢 議員 藤根 正典 議員
西場 信行 議員

9月15日の議事予定

紹介
開議
諸報告

公安委員会委員、人事委員会委員

- ・文書質問書及び回答書の配付について
- ・議提議案の配付について
- ・議案等の配付について
- ・県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書の配付について
- ・公立大学法人三重県立看護大学の令和3年度業務実績に関する評価結果並びに地方独立行政法人三重県立総合医療センターの令和3年度業務実績に関する評価結果及び第二期中期目標期間における業務実績に関する評価結果の配付について
- ・県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書の配付について
- ・三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に基づく予算に関する補助金等に係る資料、交付決定実績調書及び年次報告の配付について
- ・みえ歯と口腔の健康づくり条例の規定に基づく年次報告書、子どもを虐待から守る条例の規定に基づく年次報告書、三重県男女共同参画推進条例の規定に基づく年次報告書、三重県飲酒運転0をめざす条例の規定に基づく年次報告書、第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書、三重県地域づくり推進条例の規定に基づく実施状況報告書、三重の森林づくり条例の規定に基づく実施状況報告書、三重県食の安全安心の確保に関する条例の規定に基づく年次報告書、三重県水産業及び漁村の振興に関する条例の規定に基づく実施状況報告書、みえ木材利用方針に基づく施策の実施状況報告書及びみえの観光振興に関する条例の規定に基づく年次報告書の配付について
- ・例月出納検査報告書の配付について
- ・説明員の出席要求について

日程第1 議提議案第2号から議提議案第4号まで〔採決〕

日程第2 議案第105号から議案第113号まで並びに
認定第1号から認定第5号まで〔提案説明〕

日程第3 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第4 議員派遣の件

休会の件

散会

全員協議会
議案聴取会
議会運営委員会
予算決算常任委員会理事会

常任委員会、予算決算常任委員会分科会 開催順序 (案)

【令和4年】

●10月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会 (同日開催)

10/5(水)	戦略企画雇用経済(雇)	防災県土整備企業(県・企)	教育警察(警)
10/6(木)	総務地域連携デジタル社会推進(地)	環境生活農林水産(環)	医療保健子ども福祉病院(医)
10/7(金)	戦略企画雇用経済(戦)	防災県土整備企業(防)	教育警察(教)
10/11(火)	総務地域連携デジタル社会推進(総・デ)	環境生活農林水産(農)	医療保健子ども福祉病院(子・病)

●11月 予算決算常任委員会分科会 (単独開催)

11/1(火)	戦略企画雇用経済	防災県土整備企業	教育警察
11/2(水)	総務地域連携デジタル社会推進	環境生活農林水産	医療保健子ども福祉病院

●12月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会 (同日開催)

12/8(木)	戦略企画雇用経済(戦)	環境生活農林水産(環)	医療保健子ども福祉病院(医)
12/9(金)	総務地域連携デジタル社会推進(地)	防災県土整備企業(防)	教育警察(教)
12/12(月)	戦略企画雇用経済(雇)	環境生活農林水産(農)	医療保健子ども福祉病院(子・病)
12/13(火)	総務地域連携デジタル社会推進(総・デ)	防災県土整備企業(県・企)	教育警察(警)

【令和5年】

●3月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会 (同日開催)

3/7(火)	戦略企画雇用経済(雇)	防災県土整備企業(県・企)	医療保健子ども福祉病院(医)
3/8(水)	総務地域連携デジタル社会推進(地)	環境生活農林水産(環)	教育警察(警)
3/9(木)	戦略企画雇用経済(戦)	防災県土整備企業(防)	医療保健子ども福祉病院(子・病)
3/10(金)	総務地域連携デジタル社会推進(総・デ)	環境生活農林水産(農)	教育警察(教)

○ () 内は、部局名。

防:防災対策部、戦:戦略企画部・部外、総:総務部、医:医療保健部、子:子ども・福祉部、
環:環境生活部、地:地域連携部、農:農林水産部、雇:雇用経済部、県:県土整備部、
デ:デジタル社会推進局 企:企業庁、病:病院事業庁、教:教育委員会、警:警察本部

○ 審査・調査対象の部局は、当該委員会に付託される議案等の状況により、委員長の判断で開催する順序を変更することが出来るものとする。なお、委員会の開催日は変更しない。

○ 委員会室	総務地域連携デジタル社会推進常任委員会	301 委員会室
	戦略企画雇用経済常任委員会	302 委員会室
	環境生活農林水産常任委員会	201 委員会室
	医療保健子ども福祉病院常任委員会	501 委員会室
	防災県土整備企業常任委員会	202 委員会室
	教育警察常任委員会	502 委員会室

県外調査をふまえた議会改革の検討事項の提案について

議会運営委員会県外調査の調査内容において、今後の議会改革の取組の参考になる事例がありましたので報告し、今後の検討を提案します。

○調査日程

令和4年8月8日（月）から9日（火）まで

○調査先

茨城県議会（8日） 取手市議会（9日）

1 インターネット中継への字幕の表示などAIを活用した文字起こし（取手市議会）

(1) 目的

- ・インターネット中継に字幕を表示することにより、多くの方に発言の内容がわかりやすく、また、難聴者や聴覚障がい者への一定の配慮につなげるため
- ・会議録作成のスピード化、負担軽減
- ・オンライン会議時に会議出席者が当日の発言認識結果を振り返って確認でき、議論の聞き逃しや行き違いを改善するとともに、議論を深化させるため

(2) 内容

- ・AIにより文字起こしをした発言内容を、インターネット中継（ライブ・録画）に字幕として流す
- ・発言者の話す速度等により正しい言語表示がされない箇所も多くあるため、字幕はAI認識ですと注意書きを入れている
- ・会議録は速報版として、議会事務局職員が1回の校正後、ホームページに掲載



2 会議録視覚化システム（取手市議会）

(1) 目的

- ・市民の理解度や議会への関心向上を支援
- ・会議の全体像を視覚的に把握できる

(2) 内容

- ・取手市議会と「音声テック関連技術連携協定」を結んだ(株)アドバンスト・メディアにより、AIと自然言語処理技術（人間が日常的に用いる言語を機械で分析）を活用して開発したシステム
- ・会議の内容から自然言語処理技術により単語の重要度や関係性を解析し、発言内容から頻出語や重要語をAIが分析し、色・サイズに分けて表示
- ・表示された単語をクリックすると、関連する発言の全文が確認できる

